

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県立農業経営大学校管理規則
- ◇告 示 計量器定期検査の実施
争議行為を行なう旨の通知
ピロプラズマ病検査等の実施
- ◇教委規則 鳥取県立図書館規程及び職員職の設置に関する規則
の一部を改正する規則
- ◇教委訓令 鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を
改正する訓令
- ◇公 告 消防設備士試験の合格者

規 則

鳥取県立農業経営大学校管理規則をここに公布する。

昭和四十二年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十五号

鳥取県立農業経営大学校管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例

(昭和三十九年三月鳥取県条例第十八号。以下「条例」という。)第七
条の規定に基づき、鳥取県立農業経営大学校(以下「大学校」という。
)の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(委任)

第二条 次の各号に掲げる知事の権限は、校長に委任する。

- 一 入学の許可を行なうこと。
- 二 講習生の進級又は卒業の決定を行なうこと。
- 三 講習生の休学、復学又は退学の許可を行なうこと。
- 四 講習生の賞罰を行なうこと。

(収容定員)

第三条 大学校の収容定員は、次の表のとおりとする。

課 程	収 容 定 員
本 科	五十人
実 科	三十人

(学年)

第四条 学年は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(休業日)

第五条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第二条に規定する日

二 日曜日

三 夏季休業日 八月六日から八月十六日まで

四 冬季休業日 十二月二十五日から翌年一月八日まで

2 校長は、前項に規定する休業日のほか、講習上必要がある場合には、

あらかじめ知事の承認を受けて、臨時に休業日を定め、又は前項第三号

若しくは第四号の休業日を変更することができる。

(非常災害等の場合の休業)

第六条 非常災害その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に休業することができる。この場合において、校長はすみやかにその旨を知事に

報告しなければならない。

(休業日における授業)

第七条 校長は、やむを得ない事情があると認める場合は、あらかじめ、

知事の承認を受けて、休業日に授業することができる。

(講習科目等)

第八条 講習科目及び講習時間数は、別表のとおりとする。

(入学資格)

第九条 大学校に入学することのできる者は、農村の青少年であつて、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 本科 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一

項に該当する者又は校長が適当と認めたる者

二 実科 学校教育法第四十七条に該当する者

(入学の許可の申請)

第十条 大学校に入学しようとする者は、入学願書(様式第一号)に次の各号に掲げる書類を添えて、校長に提出しなければならない。

一 戸籍謄本又は戸籍抄本

二 履歴書(様式第二号)

三 健康診断書

四 最終卒業学校の卒業証明書(卒業見込みの者にあつては、卒業見込

証明書)その他前条に規定する入学資格を証する書面並びに成績証明

書及び最終卒業学校の長(卒業見込みの者にあつては在学する学校の

長)の推せん書(様式第三号)

五 家庭・農業経営概況調査書(様式第四号)

六 写真(入学願書提出前六箇月以内に、脱帽して正面から撮影した名

刺型の上半身像のもの)

(入学者の決定)

第十一条 入学者の決定は、選抜によつて行なう。

2 前項の選抜は、前条の規定により提出された書類、面接試験の成績及

び身体検査の結果並びに必要に応じて行なう筆記試験の成績を資料とし

て行なう。

(入学の許可等の通知)

第十二条 校長は、前条の規定により入学者を決定したときは、入学させると決定した者については入学許可通知書(様式第五号)により、入学

させないと決定した者については入学不許可通知書(様式第六号)により申請者に通知しなければならない。

(誓約書等の提出)

第十三条 入学を許可された者は、入学後十日以内に保証人が連署した誓約書(様式第七号)を校長に提出しなければならない。

2 保証人は、県内に居住する身元確実な成年者であつて、入学を許可された者の身上に関し、一切の責任を負い得る者でなければならない。

3 保証人に変更があつた場合は、あたらしく保証人となつた者が、あらかじめ誓約書(様式第八号)を提出しなければならない。

(授業料の納付期限等)

第十四条 条例第五条の授業料は、毎月その月の十日まで(月の中途に復学した者に係る授業料については、当該復学の日から十日以内)に納付しなければならない。ただし、前納することを妨げない。

2 前項の規定による授業料の納付は、知事が交付した納入通知書(様式第九号)により行なわなければならない。

3 知事は、講習生が第一項に規定する授業料の納付期限後十日を経過した日までに授業料を納付しないときは、その者に対して出席の停止を命じ、六十日を経過した日までに授業料を納付しないときは、その者の学籍を除くことができる。

(授業料の減免)

第十五条 条例第六条の規定による授業料の減免は、性行、学業ともに良好な講習生であつて、授業料の納付が困難であると認められるものについて行なう。

(授業料の減免申請及び通知)

第十六条 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書(様式第十号)を校長を経由して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、減免を適当と認めたときは授業料減免通知書(様式第十一号)により、不適当と認めたときは授業料減免不承認通知書(様式第十二号)により校長を経由して申請者に通知しなければならない。

(講習生の寄宿)

第十七条 本科第一学年に在学する講習生及び実科に在学する講習生は、寄宿舎に寄宿しなければならない。ただし、校長の許可を受けたときはこの限りでない。

(休学及び退学の手続)

第十八条 講習生が病気その他の理由によつて休学し、又は退学しようとするときは、休学(退学)願(様式第十三号)に医師の診断書その他の理由を証する書面を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(復学の手続)

第十九条 休学中の講習生が復学しようとするときは、復学願(様式第十四号)を校長に提出しなければならない。この場合において、休学の理由が病気であるときは、医師の診断書を添えなければならない。

(賞罰)

第二十条 校長は、次の各号の一に該当する講習生に対しては賞与することができる。

- 一 性行善良で学業優秀な者
- 二 勤勉で他の模範と認められる者

三 その他ほう賞に値する者

第二十一条 校長は、大学の適正な運営を図るため、必要があると認めるときは、講習生に対し必要な指示をし、訓告し、又は停学を命ずることができ、

第二十二条 校長は、次の各号の一に該当する講習生に対して退学を命ずることができる。

- 一 品行不良で改しゆんの見込みがないと認められる者
- 二 成績劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなく出席が常でない者
- 四 大学の秩序を乱し、その他講習生としての本分に反した者

(進級又は卒業)

第二十三条 校長は、講習生が進級又は卒業に必要な講習科目及び講習時間数を修得し、かつ講習生としての服務が良好で進級させ、又は卒業させることが適当であると認めるときは、当該講習生を進級させ、又は卒業させるものとする。

2 前項に規定する講習生の修得の程度は、試験の成績、出席時間数等を総合して評定するものとする。

(卒業証書)

第二十四条 知事は、前条第一項の規定により大学を卒業させると決定された者に対して卒業証書(様式第十五号)を授与する。

(手当)

第二十五条 実科に在学する講習生には、予算の範囲内で手当を支給することができる。

(雑則)

第二十六条 この規則に定めるもののほか、大学の管理に關し必要な事項は、知事の承認を得て校長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県立経営伝習農場規程の廃止)

2 鳥取県立経営伝習農場規程(昭和二十四年八月鳥取県規則第八十六号)は、廃止する。

別表
1 講習科目及び講習時間数
本科

科 目	時 間	
	第一学年	第二学年
農業経営	八〇	八〇
果樹経営(Ⅰ)	四八	/
果樹経営(Ⅱ)	五九二	二二八
酪農経営(Ⅰ)	四八	/
酪農経営(Ⅱ)	五九二	二二八
養豚経営(Ⅰ)	四八	/
養豚経営(Ⅱ)	五九二	二二八
養鶏経営(Ⅰ)	四八	/
養鶏経営(Ⅱ)	五九二	二二八
農業計算	四八	/
農業経済	三三	/
作物学	八〇	/
その他	三三	/
労働管理	一六	/
農業機械(Ⅰ)	八〇	三三
農業機械(Ⅱ)	一九二	/
生活技術(Ⅰ)	一九二	/
生活技術(Ⅱ)	一四四	四八

2

実科

科 目	時 間	数
農業技術	一四四	四八
林業技術	一四四	四八
特別講義	二二	三二
派遣実習	二四〇	/
クラブ活動その他	二六〇	/
耕種畜産	五六〇	/
農業経営	一四四	/
農業技術	六〇〇	/
農業機械	一九二	/
一般教養	八〇	/
特別講義	四	/
派遣実習	一六〇	/
クラブ活動その他	二六〇	/

様式第1号

入 学 願 書	年 月 日
鳥取県立農業経営大学校長 殿	年 月 日 生
本 籍 現住所 氏 名 (ふりがな)	年 月 日
<p>私は、貴校（本科・実科）に入学したいので、関係書類を添えてお願ひします。</p>	

様式第2号

履 歴 書			
氏 名	◎ 生年月日		
本 籍 地			
現 住 所			
免 許 及 び 資 格	取 得 年 月 日	記	事
学 校 ・ 科 名	修 業 年 限	卒 業 ・ 卒 業 見 込 か ・ 中 退 の 別	
	年 月 日 ~ 年 月 日		
	年 月 日 ~ 年 月 日		
	年 月 日 ~ 年 月 日		
	年 月 日 ~ 年 月 日		
職 歴	年 月 日	記	事
備 考			

様式第3号

推 せ ん 書

年 月 日

鳥取県立農業経営大学校長 殿

学校長 回

下記の者は、貴校講習生として適格と認められるので推せん
します。

記

氏 名

年 月 日生

様式第4号

家 庭 ・ 農 業 経 営 概 況 調 査

保護者氏名				続柄		健康状況	
氏名	年令	続柄	職	業	続柄	健康状況	
家庭の状況							
土 地		分 田		区 分		数 量	
水	畑	田		耕	ん	機	
果	樹	園		サ	ク	イ	ロ
				施	設・動力・農機具等		
家		牛					
乳	和	豚	鶏				
農業経営概況							
畜							

様式第5号

第 号

入 学 許 可 通 知 書

年 月 日

殿

鳥取県立農業経営大学校長

氏 名

印

年度本校(本科・実科)課程に入学することを許
可する。

様式第6号

第 号

入 学 不 許 可 通 知 書

年 月 日

殿

鳥取県立農業経営大学校長

氏 名

印

選抜の結果入学を許可できません。

様式7号第

誓 約 書 年 月 日

鳥取県立農業経営大学校長 殿

私は、貴校に入学を許可されましたうえは、関係規則及びご指
示等を堅く守るとともに、学業に精励することを誓約します。

本人 本 籍 本 現住所 氏 名 ㊦

上記の者が、このたび貴校に入学を許可されましたうえは、誓
約事項を堅く守らせるとともに、本人の一身に関する一切の事
項は保証人が引き受けます。

保証人 本 籍 本 現住所 職 業 本人との関係 氏 名 ㊦

様式第8号

誓 約 書 年 月 日

鳥取県立農業経営大学校長 殿

私は、このたび 年度貴校(本科・実科) 講習生
の保証人となりましたので、前の保証人と同様本人在学中に係る
一切の責任を引き受けます。

本人 本 籍 本 現住所 職 業 本人との関係 氏 名 ㊦

様式第9号

授 業 料

第 号		納 入 通 知 書			年度入学本科生	
年度	使用料及び手数料	使 用 料	農林水産業使用料	農業経営大学校授業料	納	
金 5 0 0 円						
上記金額を毎月10日までに本校出納員に納付してください。						
鳥取県立農業経営大学校長 回						
領 収 証 書 控				領 収 証		
年 3 月 分 授 業 料				年 3 月 分 授 業 料		
金 5 0 0 円				金 5 0 0 円		
年度入学本科生		納		年度入学本科生		殿
年 2 月 分 授 業 料				年 2 月 分 授 業 料		
金 5 0 0 円				金 5 0 0 円		
年度入学本科生		納		年度入学本科生		殿
年 1 月 分 授 業 料				年 1 月 分 授 業 料		
金 5 0 0 円				金 5 0 0 円		
年度入学本科生		納		年度入学本科生		殿
年 1 2 月 分 授 業 料				年 1 2 月 分 授 業 料		
金 5 0 0 円				金 5 0 0 円		
年度入学本科生		納		年度入学本科生		殿
年 1 1 月 分 授 業 料				年 1 1 月 分 授 業 料		
金 5 0 0 円				金 5 0 0 円		
年度入学本科生		納		年度入学本科生		殿
年 1 0 月 分 授 業 料				年 1 0 月 分 授 業 料		
金 5 0 0 円				金 5 0 0 円		
年度入学本科生		納		年度入学本科生		殿
年 9 月 分 授 業 料				年 9 月 分 授 業 料		
金 5 0 0 円				金 5 0 0 円		
年度入学本科生		納		年度入学本科生		殿
年 8 月 分 授 業 料				年 8 月 分 授 業 料		
金 5 0 0 円				金 5 0 0 円		
年度入学本科生		納		年度入学本科生		殿
年 7 月 分 授 業 料				年 7 月 分 授 業 料		
金 5 0 0 円				金 5 0 0 円		
年度入学本科生		納		年度入学本科生		殿
年 6 月 分 授 業 料				年 6 月 分 授 業 料		
金 5 0 0 円				金 5 0 0 円		
年度入学本科生		納		年度入学本科生		殿
年 5 月 分 授 業 料				年 5 月 分 授 業 料		
金 5 0 0 円				金 5 0 0 円		
年度入学本科生		納		年度入学本科生		殿
年 4 月 分 授 業 料				年 4 月 分 授 業 料		
金 5 0 0 円				金 5 0 0 円		
年度入学本科生		納		年度入学本科生		殿

備考 領収証欄には、下記ひな形のスタンプ印章を使用する。

(印章ひな形)



直径 1.5cm

様式第10号

受付番号	
決定番号	

授 業 料 減 免 申 請 書

年 月 日

鳥取県知事 殿

本 人 住所

氏名

保護者 住所

氏名

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例第6条の規定により授業料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 減免希望額 円
- 2 減免希望期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 理由

備考 授業料の納付が困難であることを証する書類を添付すること。

様式第11号

授 業 料 減 免 通 知 書

年 月 日

殿

鳥取県知事

園

年 月 日付けで申請のあった授業料の減免について下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 減免額 円
- 2 減免期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 条 件 減免期間内に減免理由が消滅したときは、直ちに校長に届け出ること。

様式第12号

授業料減免不承認通知書

年 月 日

殿

鳥取県知事

回

年 月 日付けで申請のおつた授業料の減免については、下記の理由により承認できませんので通知します。

記

様式第13号

休学(退学)願

年 月 日

鳥取県立農業経営大学校長 殿

氏 名

回

私は、次の理由によつて休学(退学)したいので許可して下さるようお願いいたします。

理由

備考 病気による休学の場合は医師の診断書を添付すること。

様式第14号

復学願年月日

鳥取県立農業経営大学校長 殿

氏名 ㊟

私は、 年 月 日から許可をいただいて休学しておりましたが、復学したいので許可してくださるようお願いいたします。

備考 病気で休学していた場合は医師の診断書を添付すること。

様式第15号

第 号

卒業証書

氏 名 日生

年 月 日

上記の者は、本大学校 科の課程を修了したことを証する。

年 月 日

鳥取県知事

㊟

告 示

鳥取県告示第六百七号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき鳥取市の計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十二年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日時	検査区域	検査場所
十月二十三日 午前九時から 午後三時三十分まで	鳥取市	鳥取東高等学校
二十四日 "	"	日進小学校
二十五日 "	"	"
二十六日 午前九時から 午後三時まで	"	"
二十七日 午前九時から 午後三時三十分まで	"	明德小学校
三十日 "	"	"
三十一日 午前九時から 午後三時まで	"	"
十一月一日 午前九時から 午後三時三十分まで	"	遷番小学校
二日 "	"	"
六日 午前九時から 午後三時まで	"	"

鳥取県告示第六百八号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取清掃公社労働組合執行委員長湯口博憲から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件

- (一) 賃金引上げの要求に関する事。
- (二) 労働協約の締結に関する事。

二 日時

昭和四十二年九月二十七日からこの事件が解決するまで

三 場所

鳥取市内及びその周辺

四 概要

三に掲げる場所の全域にわたるあらゆる形の争議行為の実施

七日 午前九時から 午後三時三十分まで	"	醇風小学校
八日 午前九時から 午後三時まで	"	"
九日 午前九時から 午後二時まで	"	富桑小学校
十日 午前九時から 午後三時三十分まで	"	鳥取農業協同組合湖山支所
十三日 午前九時から 午後四時まで	"	賀露公民館

鳥取県告示第六百九号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてピロプラズマ病検査、だに駆除、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき牛及び鶏の所有者に対して検査又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十二年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病、結核病、ブルセラ病、肝てつ症及びひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 1 ピロプラズマ病検査、だに駆除、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 2 結核病検査及びブルセラ病検査
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 3 ひな白痢検査
種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、駆除又は投薬の方法
- 1 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査

- 2 だに駆除 BHC散布
- 3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
- 4 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与
- 5 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
- 6 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- 7 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

別表
ピロプラズマ病検査及びだに駆除

だに駆除	実施期日	実施区域	実施場所
	九月二十七日	鳥取市	矢矯検診場
	"二十八日	"	猪子"
	"二十九日	国府町	美敷"
	"三十日	"	"
	十月四日	郡家町	平木山"
	"五日	八東町	"
	"六日	鹿野町	小別所"
	"七日	青谷町	蔵内"
	"九日	智頭町	郷原、中原"
	"四日	江府町	東山、大平原"
	"五日	溝口町	榑水原"
	"六日	江府町	下蚊屋"
	"十一日	"	栃谷"

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投棄

実施期日	実施区域	実施場所
十月十二日	倉吉市	富海検診場
十月十九日	三朝町	木地山
十月二十三日	大谷	大谷
十月十三日	東伯町	徳万、保、二軒屋検診場
十月十六日	倉吉市	津原、半坂、倉吉市農業協同組合灘手支所、上神
十月十七日	東伯町	八橋、笠見、田越
十月十七日	倉吉市	横田、福光、国分寺
十月十七日	羽合町	田後
十月二十日	東郷町	長和田、埴見、藤津、漆原
十月二十日	泊村	原、石脇、筒地
十月二十四日	赤碓町	光、尾張
十月十三日	溝口町	出上、太一垣、中村、佐崎
十月二十一日	大坂、富江、栃原	大坂、富江、栃原
十月三十日	上代、檀岡、畑地、間地、二部	上代、檀岡、畑地、間地、二部
十月三十一日	岩立、金屋谷、上野、太平原	岩立、金屋谷、上野、太平原
十月三十一日	宇代、中祖、谷川、宮原	宇代、中祖、谷川、宮原

結核病検査及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
十月十三日	東伯町	徳万、保、二軒屋検診場
十月十六日	東伯町	徳万、保、二軒屋検診場

ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
十月九日	泊村	原、石脇、筒地
十月十六日	溝口町	大坂、富江、栃原
十月十七日	倉吉市	上代、福岡、畑地、間地
十月十七日	福居、二部、三部	福居、二部、三部
十月二十三日	岩立、金屋谷、大平原、上野	岩立、金屋谷、大平原、上野
十月二十四日	宇代、中祖、谷川、宮原	宇代、中祖、谷川、宮原
十月十七日	羽合町	田後
十月十七日	東郷町	長和田、埴見、藤津、漆原
十月十六日	東伯町	八橋、笠見、田越
十月十六日	倉吉市	津原、半坂、倉吉市農業協同組合灘手支所、上神
十月十一日	倉吉市	各鶏舎

教育委員会規則

鳥取県立図書館規程及び職員職の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年九月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 井上善一

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県立図書館規程及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(鳥取県立図書館規程の一部改正)

第一条 鳥取県立図書館規程(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条二項中「運転手」を「運転士」に改める。

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

鳥取県教育委員会訓令第一号

事務局 本庁

教育事務所

学校以外の教育機関

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和四十二年九月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 井上善一

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程(昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表を次のように改める。

職	名	勤務評定書
所長、課長補佐、所長補佐、館長補佐、経理室長、係長、白兔荘管理者及び分館長		別表第二の1
指導主事及び社会教育主事。ただし、係長である者を除く。		別表第二の2
主任、主事、技師、医師、研究員、学芸員、司書及び自動車整備士		別表第二の3
主事補、技師補、研究員補、学芸員補、司書補、運転士及び用務員		別表第二の4

別表第一の表中

鳥取青年の家		鳥取青年の家		鳥取青年の家	
所長	主任	主任	主任	所長	主任
右以外の職員	右以外の職員	主	主	社会教育課長	社会教育課長
		任	任	長	長
		所	所	教育長	教育長
		任	任		
		所	所	社会教育課長	社会教育課長
		長	長		

改める。

附 則

この訓令は、昭和四十二年九月二十二日から施行する。

公 告

昭和42年8月18日(筆記)並びに昭和42年9月6日及び9月7日(実技)に
実施した消防設備士試験の合格者は、次のとおりである。
昭和42年9月22日

鳥取県知事 石 破 二 朗

甲種第1類

- 宮 本 茂 門 前 隆 雄 景 山 文 雄 永 見 文 夫 実 夫
- 高 田 広 美 松 本 英 夫 鈴 木 佳 男 森 山 武 夫
- 吉 田 重 芳 遠 藤 猛 矢 田 博 万 篠 田 武 夫
- 畠 山 忠 義 中 田 文 男 松 本 格 二 郎 黒 瀬 黒 淵 武 夫
- 富 田 公 夫

甲種第2類

- 宮 本 茂

甲種第3類

- 浜 橋 弘 至

甲種第4類

- 清 水 泉 河 上 明 夫 中 曾 雅 雄 真 野 絢 也
- 丸 本 英 稀 小 田 島 弘 之 赤 尾 昌 美 高 井 三 尚
- 松 本 本 稔 佐 々 野 正 義 古 田 沢 源 次 郎 柿 石 尚 実
- 小 川 五 郎 木 村 達 夫 田 中 翼 石 橋 梁
- 関 戸 一 次

甲種第5類

- 森 本 義 夫 永 見 賢 吉 前 川 克 昭

乙種第1類

- 野 口 梅 男

乙種第4類

- 小 谷 久 男 福 田 孝 輔

乙種第5類

- 前 田 伊 津 男 野 口 梅 男

乙種第6類

- 山 下 昇 梶 島 保 周 前 川 克 昭 池 原 学
- 池 原 重 幸 福 田 孝 輔 黒 見 明 俊 寺 本 清

乙種第7類

- 清 水 泉 松 本 山 尾 下 田 直 弘 昇 丸 本 村 英 稀 夫
- 松 本 稔 一 松 奥 中 尾 俊 光 島
- 松 田 武 一

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 警 署

〔定 理 一 張 一 種 目 三 百 五 十 円 (税 別) 〕